

今後の内閣法制局審査等によって変更があり得ます。

政令第 号

計量単位令の一部を改正する政令（案）

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第六第十一号中

トル	パスカル又はニュートン 毎平方メートルの七百六
----	----------------------------

を

水銀柱メートル	水銀柱センチメートル	水銀柱ミリメートル	水柱メートル	水銀柱メートル	パスカル又は 毎平方メートル
パスカル又は 毎平方メートル	水銀柱メートル	水銀柱センチメートル	水銀柱センチメートル	水銀柱ミリメートル	パスカル又は 毎平方メートル

ニ ユ ー ト ン	ル の 〇 ・ 七	三 百 二 十 五	ル の 百 分 の
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

十分の十万千三百二十五

水柱センチメートル	水柱メートル	水柱ミリメートル	トル	トル	百六・六五倍
水柱メートル	水柱メートル	水柱メートル	パスカル又は	毎平方メートル	十分の十万千

附
則

三百二十五	の七百六	ニュートン	の千分の一	の百分の一	の九千八	ニュートン	の千分の
-------	------	-------	-------	-------	------	-------	------

に改める。

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。